



証 人 調 書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期 日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏 名	小 波 秀 雄
年 齢	66歳
住 所	京都市 [REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 N) 渡 香 穂



被告（反訴原告）代理人（平松）

乙第22号証の2（経歴書）を示す

これは証人に作成いただいた経歴書ですけれども、経歴あるいは主な研究教育実績というものは、ここにお書きいただいたもので間違いありませんね。

はい、間違いありません。

それでは、化学反応と原子核反応の違いについて伺っていきます。まず化学反応というものは、どういうものなのでしょうか。

化学反応と申しますのは、原子同士が電子という、いわば媒介、接着剤にしまして結合する仕組み、その結合が変化する仕組みでありまして、エネルギー的に言いますと、ちょうど乾電池なんかが同じように数ボルト程度のエネルギーで起こるものです。原子核反応のほうがそれに比べますと、核子と申しますが、中性子や陽子が結合する、その力、結合力が変化する、結合が変化するという、そういうのがありまして、その結合力のエネルギーのレベルが大体その100万倍ほどあります。ですから、非常に桁違いの、桁違いの違いがあります。

整理しますと、原子の結合、電子を介する結合を変化させるものが化学反応だと。

はい。

原子核について陽子、中性子などを介した結合変化させるのが核反応である

はい、おおよそそれでいいと思います。

それぞれ必要なエネルギー量は、乾電池程度の化学反応に対して、原子核反応は100万倍程度要するものと。

そうです、はい。

この原子核反応というものが起こると、どのようなことが起こるのでしょうか。

一般に原子核反応といいますのは、結合化、原子核同士の、原子核の陽子や中性子の結合が変化しますので、放射線が放出される、その放射線のエネルギーというのは、今問題になっているセシウム137の場合ですと、約0.6メガエレクトロンボルトということで、大体100万電子ボルトぐらいですね。それくらいのエネルギーのものが放出されているという、非常に結合の大きな、エネルギーの大きな反応になります。

セシウム137が原子核反応を起こすと、その0.6メガエレクトロンボルト、このエネルギーを放射線、ガンマ線として放出するんですか。

そうですね、はい。

このセシウム137は半減期が30年と言われてはいますが、この半減期を人工的に変えるということは可能なんですか。

これを変えるとしますと、例えば原子炉の中におけるような非常に高エネルギーの粒子をぶつける、あるいは中性子をそこに進入させるとか、そういった非常に特殊な環境の中で、核そのものに変化を与えることができれば、それは変わっていきますが、一般的な自然環境あるいは化学的な作業において、それが変化することはありません。少なくともそういうことは、現在の物理学、自然科学の数字において一つも発見されていません。

この半減期を人工的に変化させられる技術などが発見された場合には、どのような評価がなされることになるんですか。

もちろんこれは、もうトップクラスのサイエンスのニュースになりますので、直ちに「Nature」とか「Science」とかいったもので取り上げられまして、そして世界中のニュースになり、1年もしないうちに、世界中で追試がそれに始まって、大変なブームになっているはずで、現実にはそういうことが起きたというニュースが80

年代にも一度ありまして、それでいわゆる常温核融合という名前で大騒ぎになりましたが、それは結局、立ち消えになりました。そういう騒ぎになるはずです。

立ち消えになったというのは、科学的、サイエンスの世界では、裏づけがとれない話であったということですか。

そうです、夢をもう一度ということやってる人はいますが、少なくともそれを確証するような証拠は一切出ておりませんので、夢を持っている人たちの世界で行われてる研究としては存在します。

原告は、ナノ銀溶液によって放射能が減弱する効果があると主張されてることは御存じかと思えますけれども、仮にこの効果を実証しようとした場合には、どのような実験が必要になりますでしょうか。

広範囲にもし何らかの効果を見積もろうとしますと、これは全ての科学研究においてそうなんですけれども、その効果のみを抽出するように、慎重に実験計画をいたします。どういうふうにするかといいますと、例えばナノ銀というものがあつたとしますと、その銀だけを使わない、外した、非常に類似した環境を用意しまして、そして全く、それ以外全く同じであると、そういう実験を数十回、少なくとも数十回あるいは100回というふうに、何百回と繰り返します。そして、差が出ているかということに関して、統計的な吟味をいたしまして、それで差が出てるということになれば、それは統計的にAであるという形での統計的な結論を出します。これが全て自然科学における論証の仕方であります。

原告は、実証実験と称するものの中で、対象、コントロールとして、水道水を使ったということが記載されておるわけですがけれども、こういった実験に何らかの意味があるでしょうか。

ええ、私もこれを見まして大変驚いたのですが、実際に測定に使った

のはセシウムを含んだ灰でしたね。そうしますと、その中には土の粒子であるとか、いろいろなそういった無機粒子がたくさんありまして濁ったものです。そして、それを水の中に懸濁したものを使っています。それにナノ銀と称するものを入れてはかかっておりますし、一方は例えば水です。それは全くもって比較対象になり得ないんですね。もし比較対象にしようとするならば、全てを一緒にしておいて、そしてナノ銀と称するものから、例えば銀だけを外す、そしてそれを混ぜて実験をすると、それを繰り返すと、そういうことになるはずです。

同じく実証実験をした結果、半減期、セシウム137の半減期が短くなるのだというようなことを、原告は言っておるわけですがけれども、仮に半減期が短くなるとすると、放射線量としては、どのような変化が起こるのでしょうか。

原子核が何らかの形で崩壊して安定になるとしますと、そのときに放出されるエネルギーは、基本的に全量としては同じですから、それが30年のものが1年で崩壊し終えたとすると、30倍のエネルギーが出ていきます。極めて単純な話です。

期間が短くなれば、その短い期間の間に同じだけの、放射線量としては同じだけのものが出るはずだということですね。

そうです。

そうすると、いつときに出る放射線量が多くなるはずだということでも理解してよろしいでしょうか。

そうです、はい。原告の資料によっては、そのこと、そういうふうなことは何も書かれていませんので、それに言及しなかったとしたら、それは大きな誤りであると思います。

この裁判で提出されている実証実験と称するものの結果を幾つも見ていると思いますが、これらの実証実験によって、ナノ銀、ナノ純銀による

放射線低減効果なるものは、実証されているのでしょうか。

いません。

原告の主張は、仮説として科学的な検証に耐え得るもののでしょうか。

仮説というのをどういうふうにか考えるかですが、少なくとも科学的な仮説というのは、科学的な合理性を持って、その推論も科学的な推論を用いて行うものでありまして、先ほど申し上げましたように、原子核の性質に関する基本的な物理学的な性質であるとか、そういったことを全く念頭に置かないでやっている以上、仮説としても科学的な仮説では一切ありません。

原告の言説に対する評価を聞かせてください。

先ほどの私の判断を申し上げましたけれども、少なくともこの実験に関しては、国の機関、現実に行われましたのは、東京国家大学の准教授の方でございますけれども、それは国の機関を使って立派な施設を使ってやっております、それで原告が主張しているような現象はなかったというふうに証言しているはずですよ。ですから、私の考えてることと全く一致しておりますし、そういう意味で、このナノ銀による低減効果があるということに関しては、全くナンセンスでありますし、もう引っ込めるべきであると思っております。

研究会などでの発表もしているようですけれども、そのようなことは、先生の評価に影響を与えるものなのでしょうか。

原告らが発表しているアイソトープ関連の研究会は、これは広く一般の企業やそれぞれ研究者の方々に門戸を開いているものでありまして、参加資格を問うておりません。ただし、現実にはそこで発表されている内容を見ますと、基本的には、そういうプロの方が非常に程度の高いものをやっております。その中に発表することはもちろん自由なんですけれども、この研究会において、私が見た限りでは、全くその質の

違うものがその中に混ざり込んでいるなという印象であります。なおかつ研究会で発表したものは、その後、論文にしなければいけないんですが、原告らが発表しました研究会において、それはその後、プロシーディングスといますが、そのことを短い論文にまとめまして、英文で出さなきゃいけない、出すことによって、少なくとも形はとると、それでもまだ正規ではありませんけれども、そのプロシーディングスも出ておりません。ですから、ただ行って話してきたと、それだけのことであります。そして、それがまず核研究の第一弾でありまして、その後、学術誌に投稿しまして、そして、レフェリーとやりとりをしまして、レフェリーは、これが科学的な仮説として妥当性があると、結果の当否はともかくとして掲載して、論証のためのステージ上げようということになったときに、初めてこの研究というものがパブリックな研究のステージに乗って、公開されるわけですね。もちろんその段階には全く行っておりません。

被告の準備書面15などをごらんいただいたわけですが、原告から証人に対して、ナノ銀の効果に対する予断と偏見があるなどという指摘がされていますが、御反論があればしてください。

もちろん科学者というのは、予断と偏見を持つべきものではありませんし、もしこれが本当でないとは言えないのかという質問が出てくる可能性があります。科学者というのは、基本どんなことでもあり得ないとは、普通は言いません。ただし、先ほど申し上げましたし、私が書面の中でも書きましたように、理論物理学の田崎教授が、もしこれが出てくるならば、もうそれは世界中の科学者が注目して、もう大変な騒ぎになると、ノーベル賞どころじゃないと、それだけのものになるわけだよと、少なくともそういうふうなものではないと、とにかくそういうことが起きていないというわけですね。そういうわけで、

これはたまたま勘違いして、太陽は西から上がりますよと言っちゃったようなものだと思います。

意見書の中でも、このナノ銀による放射線軽減効果などについて、インチキという言葉を使っておりますけれども、科学者として、こういった言説をインチキだと言って批判しなければならない理由を教えてください。

それに関しては、2点申し上げます。まず1点ですが、こういうものは非常にたくさん存在しております、そして、実際には科学的推論を経ない大変いいかげんな言説というものがたくさんあります。それがただし流布してしまうことは、少なくとも科学的に物を考える、そういったことをなりわいとして、そうやって教育するということが私たちの使命でありますから、少なくともそういう言説を、非科学性というものをきちんと批判しておくということが、とても重要なことであると考えております。ですから、もう一つ、もう一点に関しましては、本件に関しましては、このような言説でもって例えば国の機関を煩わす、それから福島事故後の大変な大騒ぎの中で、除染のための努力というのがいろんなところで行われています。そしてたくさんの事例があるんですけども、それを一つ一つつぶして行って、現在のところに収束しております。少なくともそういったところで無駄な努力をさせてしまったと、無駄にエネルギーを使わせてしまう、そういったことは慎むべきでありまして、こういうものはやめていただきたいということで、非常に強い表現ですけれども、インチキであると、ただし、インチキ科学とか、えせ科学という言い方は、これまでもたくさんの物理学者を中心にした科学者が使っている言葉でありまして、特に私だけが言っている特別な表現ではありません。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

先生は、ニセ科学フォーラムというところの実行委員でいらっしゃるという

ことですね。

あるというよりは、そういうことをやったときに実行委員であったということ。あるというのは現在形ですけれども、過去においてそういうことをやりまして、実行委員をやりましたということ。今、現在形でお聞きになってますからね。

今は違うということですね。

だって、それは、そのときごとのフォーラムでありまして、1回ごとに。

1回ごとに実行委員になったり。

そうです。そんな長く続いているわけではありませんし。

そのニセ科学フォーラムというのは、いつからあるんでしょうか。

そうですね、かなり長いんですね。多分二千、ちょっと二、三年のずれがあると思いますので、今私のあれですけれども、私が京都女子大に行つてすぐぐらいですから、二千二、三年ぐらいじゃないでしょうか。

先生自身は、その二千二、三年ころから、当初からのメンバーであるということになるんでしょうか。

当初からのメンバー、という言い方をされても困るわけでありまして、そのときのメンバーであります。

そのときのメンバーであると。

はい。

今も、メンバーであるということですか。

いえ、ニセ科学フォーラムというのは、時々行われるものでありまして、継続的な実行主体を持っておりません。ですから、そのときの委員であったことということしか、事実としては申し上げられません。

そうすると、フォーラムの開催ごとに実行委員が形成されて、そこに先生が

入ることがあるということですか。

そういうことです、はい。

松崎さんは、そのニセ科学フォーラムの実行委員になったことがありますか。

ないですよ。それはありません。実行委員は科学者だけです。

そうすると、ニセ科学フォーラムというのは、いわゆる会員みたいなメンバー制はないんですか。

メンバー制ではありません。そのたびにインターネットを通して告知しまして、二、三百人集まりますね、普通ね。そういう感じでやっております。大抵、大学を場所にしてやっております。

ニセ科学フォーラムが、松崎さんが参加して開かれたフォーラムというのは何回ありますか。

松崎さんが参加されたかっていうことに関しては、多分ないんじゃないですか。少なくとも一般会場、一般参加者としてそこに入られたということを、我々は全く関知し得ないことですし、それは松崎さん自身にお聞きになるしかありません。

松崎さん自身がお話になって、そのフォーラムでお話になるという機会がありましたよね。それが何回ありましたという質問です。

それは違います。それは、また市民社会ネットワークという別の、これは経常的な団体ですけれども、そこが主催のシンポジウムを去年の12月でしたかね、行っております。

それとニセ科学フォーラムとは違ってるんですね。

全く違います。

全く違う。

はい。

甲第19号証（ナノスケール純銀担持体の放射性セシウム減弱効果の検証測定）を示す

1枚目のこれまでの経緯という欄のすぐ2行上のところに、ほぼ半減期が約一、二か月程度の減弱効果が存在すると。

一、二か月減ったということで、一、二か月に減ったんでしょうか。

ちょっと表現が曖昧ですので説明してください。

そこをお聞きしたいんじゃないかと、この半減期にダブルクォーテーションが入ってますね。

はい。

19号証の11ページ、この(ト)というところなんですけれども、実効半減期についてということで、ほぼダブルクォーテーションの半減期が云々と記したのは、このダブルクォーテーションをつけた表現は、通常の放射線物質の指数関数に従う厳密な半減期ではなく、実効的な半減期であるということが書かれていて、まだメカニズムが不明なので、厳密な半減期は定義できないということが書かれていますよね。

はい。

先生は、これをお読みにになりましたか。

ええ、読んでおります。

そうすると、先生が意見書の中で触れているその半減期という問題について言うと、厳密な意味では、その議論がマッチしていないというか、というふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

いえ、マッチしております。そうやって半減期が仮にでも見かけ上、減ったということであれば、エネルギーはどこに行ってるんだということになりますので、強い放射線の放出が観測される、あるいは何らかの実験上の間違いがあると、そのどちらかしかありません。

一応仮説として、その放射線核種が別な放射線核種ではない安定な核種に変換するということを、こちらの反論書にも書かせていただいたんですけれども、そういった論理的な可能性はいかがでしょうか。

ありません。

それは、なぜないんですか。

例えばセシウム137の核種が崩壊していく先というのは、これは決まっております。そうすると、その間のエネルギー差は決まっております。ですから、そのために放出されるエネルギーというのは確定しております。それもほかの核種になるということになれば、これは物理学上の大発見でありまして、それは基本的にあり得ない、あり得ないというのは、もしあり得たとすれば、そういう発表を発表なりとしてちゃんとやっていただかなければ困る。それは要するに、いいかげんな憶測に基づいてやってるんだということです。

乙第18号証（調査嘱託に対する回答書類等の送付について）を示す

これは原研からの回答の文書ですけれども、これを先生もごらんになっていたと思うんですが。

ええ、見ております。

原告準備書面6を示す

5ページ以下、これは私どもで作成しました、乙18のその原研からの報告に対する反論というものなんですけれども、これもお読みいただいていますか。

ええ、全て読んでもらうかどうかは、ちょっと確信がありませんが、基本的には、そのやりとりは承知しております。

この私どもの書面の中で、原研の測定そのものの、先生が阿部さんの測定について問題点を指摘されたと同じように、例えば初期値の測定がないとか、証拠として提出されているこの乙18と原告に送られてきている文書とが違っているとか、測定値について標準偏差とは言えない大きな偏差があるんじゃないかというようなことを書かせていただいたんですけども、覚えてらっしゃいますか。

ちょっとその辺、細かいところは忘れていると思います。ちょっと説

明していただければ。

そうすると、例えばこの乙18号証のほうを見ると、さまざまな報告と測定の結果が添付されてるんですけども。

こちらからの批判に対して、向こうはちゃんと答えてないというふうなことを言ってるのは、知ってます。

この中の文書が全て阿部さんのところに届いてるわけではなくて、1回目の測定値だけが一枚ぺらで届いているというようなところだったんですけども、そのことは御存じでしたか。

はい。

御存じでしたか。

はい。

つまりその乙18号証について、原告としては、この全体としてこういったものであるということを認識をしていなかったの、原研のそのことについて分析のしようがなかったんですけども、そういったことは余り御存じなかったんですか。

いや、一応流れは知っておりますよ。

ただ、以前は、そのことはもちろん御存じなかった。

以前はというのは、どこの時点ですか。少なくともこの裁判の資料がほぼ出そろった8月ぐらいの段階では、一通り読んでます。

乙22号証の意見書、第1番目の意見ですけども、そのことを書くときにはどうでしたか。

何と書いてあるのか、ちょっと言ってくれませんか。その乙22号証をちょっと見せてくれませんか。記憶に基づいて言うのは危険ですから。

乙第22号証の1（意見書）を示す

22号証、これ2月ですね。この最後のところですね。このことを書

いてあるというのは、もちろん読んでるから分かってる、それを読んでるから、これを書いているわけですね。

原告がこの乙18号証の全てを持っていたということを前提にして、書かれたんですかということです。

乙18号証を原告が持っているんですか。

ごめんなさい、いなかった、受け取っていなかったということ。

何を原告が受け取っていなかったんですか。

乙18号証の原研からの報告書の全体を受け取ってはいなかったということをお承知の上で、これをお書きになりましたかという質問です。

それはその件に関しては、受け取っていなかったということを完全に認識してはおりません。ただし、それで十分だと私は思っております。先生の意見書、22号証にしても乙43号証、後で書かれた意見書にしても、科学的な主張は論文として公刊されなければ意味がないということ、ずっとおっしゃってるんですけども、ただ、論文として公刊されない限り、その科学的な主張がインチキだということでもないですよ。

いえ、論文として公刊されていない段階のいろんな主張でもって、インチキな科学的主張というのはたくさんありますよ。

たくさんあるのはいいんですけど、必ずそれ全てがインチキだということではないんですよ。

そういうことで言いますと、一般論として言えば、そのことはもちろん言えますけれども、だからといって、それは非常に自明な質問でありまして、何の意味も持ちませんね。

自明なことをお聞きしてるので、自明だというふうにお答えいただければ結構です。

はい。

乙第43号証（意見書）を示す

これは2度目の意見書なんですけれども、ちょっと日付がないんですけれども、今年の7月の頭ごろに提出されたということで理解していいでしょうか。

恐らくそうでしょうね。そういうふうにして詳しい、何ていうか、日付に関してまで質問されますと、もちろん記憶というのは、ずれがありますから、恐らくそうでしょうねということしかありません。

裁判所に提出されたのが7月11日なので、そういうところかなと。

そうですか、じゃその直前ですね。

先生の6月下旬のTwitterで、6月29日のちょっと前だと思うんですけども、汚物のごとき文書をにらみつけて、たたき潰す作業をしているということが書かれています。

それは、これを書いているときですね。

6月29日には、汚物の固まりの文書を見て、へどが出るのだが、片づけないとほかの仕事は動かないと。

ええ、まさにそういうことです。

ここに先生が書かれています、汚物のごとき文書、汚物の固まりのような文書というのは、私どもが書かせていただいた準備書面のことを言ってるんでしょうか。

あとは、その阿部さんが書いているいろんな文書でしょうね。

この乙43号証というのは、先生が2度目に書かれた意見書というのは、我々が乙22号証に対して反論させていただいた準備書面に対して書かれているものですから、準備書面の16、我々が作ったのが16なんですけれども、それを先生は、汚物の固まりのような文書であるというふうに表現されたということなんですね。

いえ、私はそのTwitterの場において、何らかの特定した言い方をしていませんよね。だから、そのところは、推定で物を言うのは困ります。

7月の頭に提出されてるということなので、6月のその公判のその時期というのは、乙43号証の作成をされていたんですよ。

そうですね、その時期に重なってるのは間違いないです。

その仕事が片づかないとほかの仕事が動かないというのは、この文書の作成のことをおっしゃってるんじゃないんですか。

そうかもしれませんね。

そうすると、この汚物のごとき文書、汚物の固まりのような文書というのは、私どもが提出した準備書面16のことを指してるんですよ。

ですから、先ほど言いましたように、そのことを私はそうだろう、そうかもしれないという程度のことしか言えませんね。

そこの続けて、田崎さんの文章も引用させてもらおうということがTwitterにありますので、田崎さんの文章を引用した文書を作成中に、このことを書かれてるわけですよ。

なるほどね、それは、そうですね。それは確かに、私のほうでそれを引用しておりますので。

6月26日には、怒りの文書を執筆中とあって、それに続いて、インチキどもへと書いてるんですけども、このインチキどもというのは、先生は誰を指してるんですか。

世の中に、にせ科学の対象というのがいっぱいあります。私、週に1回ぐらいは、そういうのを批判してますのでね。

その怒りの文書を執筆中というのは、まさに乙43号証のことをおっしゃってるのではありませんか。

その可能性はありますね。

そうすると、インチキどもへというのは、阿部さん、あるいは私どもの弁護団に対して、先生がインチキどもへというふうに言ったということになりますよね。

どうでしょうかね、そういうふうにして特定作業をされるのは結構なことですけれども、少なくともこれを取り巻く一連の動きってというのはありますからね。特定の関係者を指してるかどうかというのは、ちょっと違うと思いますよ。

違うとおっしゃるんですか。

ええ、特定の関係者を指しているという、もちろんそれを含むでしょうけれども、もちろんかどうか、それは含むでしょうけれども、もっと大きな意味で言ってるわけです。

含んでるという理解でいいんですね。

ええ、含んではいます。

甲第167号証の1（実施状況報告書（成果））を示す

これは岩村先生たちの研究の、これは先生から出てますけれども。

これは東北大のですね、はい、分かります。

ここに、「凝縮系核反応による新たな核変換」ということが書かれていますけれども、こういった研究が、岩村特任教授を含めて進められているという理解ですよ。

はい、そのことは、ちゃんと言論文も読み込んで、彼らの研究に関してはよく知っております。でもそれとこれは関係ありません。

先生は岩村先生たちのこういった研究に対して、えせ科学であるとか、インチキであるとかいうことを公表したことはありますか。

ありませんね。

ありませんか。

はい。

岩村先生に対して、そういうことはしないけれども、原告に対して、それが許されたのはなぜなのでしょう。

これは、2点について説明いたしますね。この岩村先生たちがやって

いる研究というのは、東北大学のかぶり講座で、東芝でしたかね、移られた岩村先生が、その会社の予算でやってる研究であります。低エネルギーで核反応が起こるんじゃないかと、これは午前中にも申し上げましたけれども、そういったことを研究してる人たちは、今でもおります。これはもう二、三十年前の常温核融合が一旦ぼしゃってますけれども、その後でも、夢をもう一度ということで、続けている人たちがいるのは承知しております。ただし、彼らのやっていることというのは、まず非常にしっかりした対象研究をやり、そして彼ら自身も非常に慎重な物言いで、こういうことが起きているかもしれない、示唆されると、ということでやっております。そして、彼らの発表も、現状においてはメジャーな物理学会誌、その他に出すことに成功しておりません。そういう意味では、そういう科学的な装置や、それから実験検証をやりながら、なかなかうまくいかないということ、むしろ含んでの研究がなされております。それと、したがって、この研究が行われてるっていうことをもとにして、阿部さんたちが何らかの自分たちの論拠とすることは、そもそも確証されていないものを論拠にするということになりますから、おかしいですね。もう一つ、今ちょっと言いましたけれども、この東北大学のグループは非常に大規模な実験装置を使いまして、そして、科学的な手段をやって、そして統計的な検証もやりながら、まだ実現していないわけですが、それとは全くレベルの違う、申しわけありませんが、児戯に等しいようなそういう実験の類いを比較すること自体は、全くおこがましいことであると思っております。

先生の意見書の中でも、実験の体をなしていないとか、そういった表現があるんですけども、我々は考えるのに、そういったことを言うだけでいいので、それをインチキと言う必要はないかと思うんですが。

この件に関しましては、午前中の証言でも申し上げましたけれども、これが行われている意図というのが、いわば除染に関する国の喫緊の課題の中で行っているわけです。そこで除染に対して、自分たちは画期的な方法を発明した、発見したんだというふうなことを言って、それでその国民が一生懸命探している、そのところに自分たちのものを押しつけることは、これは社会的にコストを要することなんです。結果的に。ですから、それは当然非難されるべきことだと、私は思っております。ですから、強い言葉ですけども、いわゆるにせ科学、インチキ科学という言い方をしております。これは、そのほうが公益にかなうことであるから、やっておるわけです。

以上